

平成29年度 第2回瑞穂町総合教育会議 次第

日時：平成30年3月22日（木）

午後1時30分から

場所：スカイホール会議室

1 開会

2 町長挨拶

3 議題

- 1) 組織の見直しについて
- 2) 平成29年度 教育委員会の施策について
- 3) その他

4 閉会

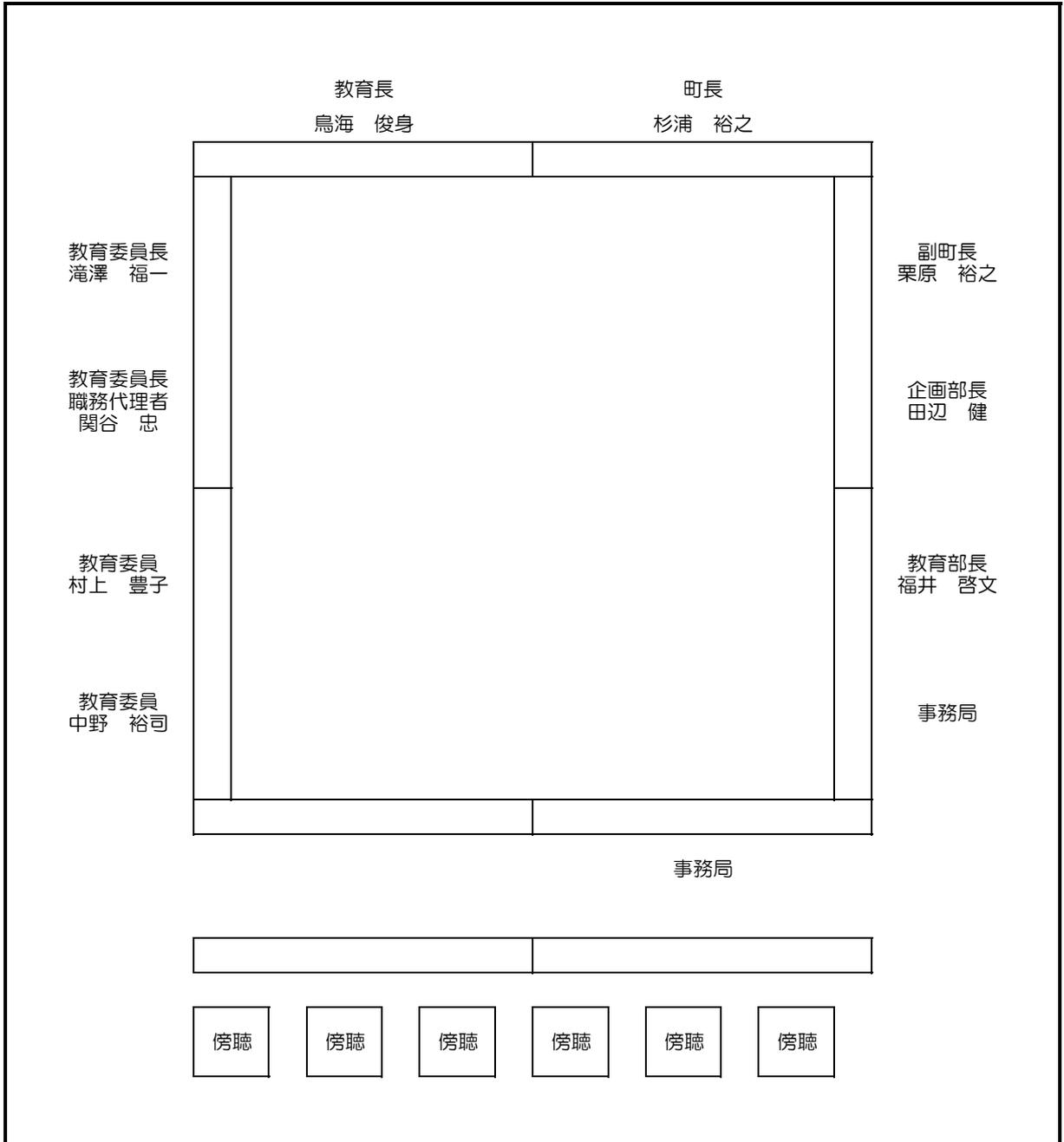
【机上配布資料】

- 平成29年度 第2回瑞穂町総合教育会議 次第
- 平成29年度 第2回瑞穂町総合教育会議 席次
- 資料1 組織の見直しについて
- 資料2 平成29年度教育委員会の施策について
- 参考資料 瑞穂町総合教育会議要綱

平成29年度 第2回総合教育会議 席次

スカイホール会議室

窓 際



入口

廊 下

町の組織改正について

町では、住民サービスの向上を念頭に置きつつ、時代にあった組織のあり方について検討を継続的に行っています。そのうち、平成30年4月1日から運用を開始することとなりました次の2点について報告します。

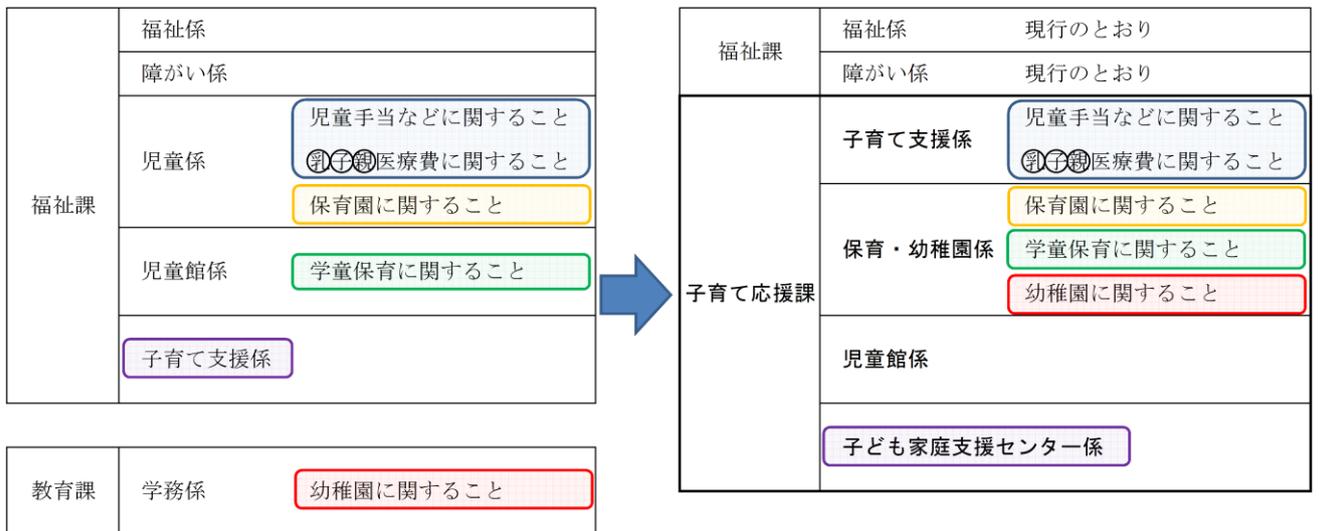
1 子育て専門部門の創設

「子育て支援」をまちづくりの最重要課題と位置づけ、それに対応できる組織として、子育て専門部門を創設します。現在の福祉課を分割し、1つの課を「子育て応援課」とするものです。

子育て応援課は4つの係で構成し、それぞれ「子育て支援係」、「保育・幼稚園係」、「児童館係」、「子ども家庭支援センター係」とします。

分掌事務については下のイメージ図のとおりです

子育て応援課イメージ図

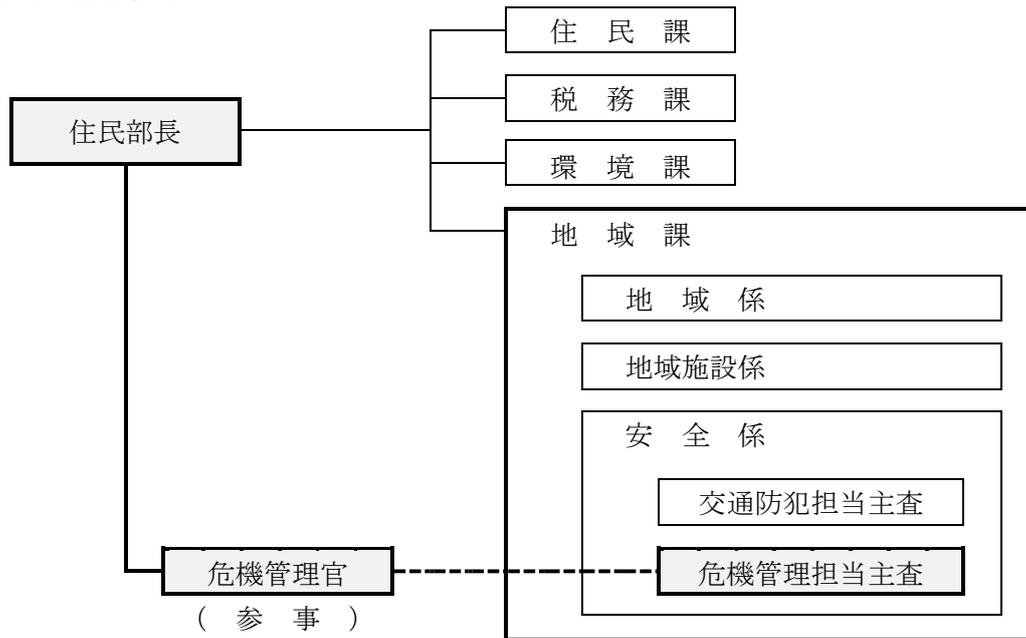


2 危機管理官の設置

危機管理体制強化を目的に危機管理官を任用します。退職自衛官を特定任期付職員として任用し、住民部に配置します。任期は3年としますが、最長5年までの延長を可能とします。職位は参事とし、担当の事務をつかさどり、住民部長を補佐することを職務とします。特例として、危機事態（災害又は大規模な事故若しくは事件により、住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいいます。）の発生時における応急措置の実施に当たっては、町長を直接補佐するとともに、部長以下の職員を指揮監督する権限を有します。

また、危機管理官の設置に伴い、地域課に危機管理担当主査を1名配置します。

危機管理官設置イメージ図



危機管理官（住民部参事）の担当事務

- (1) 自主防災組織に関すること。
- (2) 防災訓練に関すること。
- (3) 国民保護計画の事務処理に関すること。
- (4) 災害発生時における緊急の事項に関すること。
- (5) 危機管理を担当する職員の超過勤務、休日勤務及び特殊勤務に関すること。
- (6) 危機管理を担当する職員の出張、休暇及び欠勤に関すること。
- (7) 災害等緊急を要する場合の指揮監督に関すること。

平成29年度 教育委員会の施策について

1 平成29年度教育委員会予算における重点事業等について

教育委員会の主な事業を新規事業、重点事業、レベルアップ事業の3つに区分して事業を推進しています。（別紙参照）

区 分	新規事業	重点事業	レベルアップ事業	合 計
教 育 課	3	12	0	15
指 導 課	0	14	0	14
社会教育課	0	14	0	14
図 書 館	0	11	1	12
合 計	3	51	1	55

出典：平成29年2月教育委員会定例会資料

2 平成29年度教育委員会の主要施策について

※【 】は別紙の番号です。

※契約額等の金額は決算見込額です。

ソフト事業

(1) 教員の授業力向上【No. 21】

〔事業目的及び概要〕

次代を担う子どもたちを育成するためには、教員の教科指導、生活指導や児童・生徒理解に関する質の高い指導力が一層求められます。特に、町の教育課題である児童・生徒の「学力向上」を図るためには、教員の授業力向上が必須であることから、全校を研究推進校として位置づけ、組織として子ども達の実態に即した授業に改善するための取組みを行いました。また、個々の教員の力量を高めるため、授業実践を主とした各種研修を通して授業力向上を図りました。

〔事業進捗状況〕

ア 校内研修事業

全校を瑞穂町教育委員会研究推進校として指定するとともに、各校が3年に1度、研究発表会を開催し広く研究の成果を発信

※29年度研究発表校 一小、二小、四小

イ 町教育研究会

新学習指導要領を踏まえた小学校教員と中学校教員の共同研究

ウ 学力向上推進委員会

教員で組織した学力向上委員会の開催（年5回）

エ 年次研修（初任者、2年次、3年次）

授業力向上を目的とした研修の強化と教員の育成

オ 外部研修会・研究発表会

東京都教職員研修センター主催の研修や都内先駆的な研究発表会への参加

カ 指導課の訪問指導

指導課長、統括指導主事、指導主事、教育アドバイザーの学校訪問による指導・助言

(2) フューチャースクール（小・中学生）の実施【No.16】

〔事業目的及び概要〕

町内にある学習塾を活用して補習・発展学習を実施することにより、子供たちに学ぶ習慣を身につけさせるとともに、一人ひとりの子供が自らの目標を達成できる学力の向上を目指しました。

〔事業進捗状況〕

ア 小学生

- ①期 間 平成29年8月～平成30年3月 各校20回実施
- ②対 象 6年生
- ③参加者 99人（参加率33.1%）
- ④委託先 代々木進学ゼミナール
- ⑤契約額 1,749,600円

イ 中学生

- ①期 間 平成29年6月～平成30年3月 各校20回実施
- ②対 象 全学年
- ③参加者 188人（参加率20.6%）
- ④委託先 明光義塾（瑞中）、スクールIE（二中）
- ⑤契約額 8,000,000円

(3) ふるさと学習「みずほ学」の推進【No.20】

〔事業目的及び概要〕

ふるさと瑞穂の自然や文化を大切にするとともに、郷土を誇れる子ども、地域社会の一員としての役割を担う子どもを育成します。同時に、新学習指導要領の大きな柱である「主体的・対話的で深い学び」という視点から思考力・判断力・表現力を育成し、学力の向上に繋がります。

〔事業進捗状況〕

各小中学校では、平成29年4月から「みずほ学」を教育課程に位置付け、発達段階に応じた教育を進めています。図書館と連携し郷土資料館「けやき館」の学芸員による観察会や地域の人材を「まちの先生」として活用することで経験を通じた学習の推進を図りました。

〔取組例〕

- ▷ 一小 3年生 「だるま博士になろう」
だるま調べ、だるま屋見学、だるまづくり体験
- ▷ 二小 1・2年生 「ミズニーの輪（地域交流）」
昔遊び体験、郷土料理の調理・試食（芋団子）、牧場見学、シクラメン農家見学、和太鼓体験
- ▷ 五小 4年生 「残堀川探検隊」
川の歴史・水質・様子、生息する動植物、環境保全

(4) ICT教育施設整備方針の策定【No. 27】

[事業目的及び概要]

国の教育の情報化（新学習要領）への対応や第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画等で掲げる「ICT教育の推進」の実現に向け、町内学校施設のICT教育環境整備方針を策定しました。

[方針の概要]

- ア 計画期間 平成29年度～平成33年度（5年）
- イ 方針内容
 - ①方針策定の趣旨
 - ②学校のICT化の状況
 - ③取組（整備）方針 ～必要経費の概算と補助金等の活用
 - ④ICT環境整備の推進
 - ⑤資料編

[策定経過等]

- ア 策定経過
 - 平成29年 7月 ICT教育施設整備委員会を組織
※11月までに3回の会議を開催
 - 平成30年 2月 方針策定
教育委員会定例会で方針策定を報告
 - 3月 校長連絡会で方針策定を報告
庁議で方針策定及び今後の予定を報告
- イ 今後の予定
 - 平成30年 3月 方針に基づく「（仮称）ICT教育施設整備計画」策定に向けた組織要綱整備

(5) 中学生「東京駅伝」大会への参加【No. 24】

[事業目的及び概要]

大会は、東京都教育委員会の主催により中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的に、区市町村を単位としたチームで開催されています。今年で9回目の開催となりますが、町村で唯一、瑞穂町が1回目から出場しています。

[事業進捗状況]

- ア 開催日 平成30年2月4日
- イ 場 所 味の素スタジアム・都立武蔵野の森公園
- ウ 対 象 中学2年生
- エ 出 場 23区、26市と瑞穂町の計50チーム
- オ 結 果 女子34位（平成28年度 38位）
男子48位（平成28年度 50位）
総合41位（平成28年度 49位）
※男女とも過去の記録を上回ったことから特別賞を受賞しました。
- カ その他 瑞穂町陸上競技クラブのご協力をいただき、選手選考会や大会会場での試走会を開催しました。

(6) 小中学生の保護者負担軽減事業の推進【No. 13】

〔事業目的及び概要〕

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の方へ学用品費、給食費及び修学旅行費等の助成を行っています。今年度、この事業をさらに充実させ、従来、小・中学校入学後に給付していた新入学児童・生徒学用品費（就学奨励費・特別支援教育就学奨励費）を入学前に支給しました。

〔事業進捗状況〕

平成29年 9月 予算の追加（補正予算計上）
 10月 就学奨励費・特別支援教育就学奨励費に係る要綱改正
 平成30年 1月 申請受付
 3月 入学前支給完了（3月15日：口座振込）

《支給実績》

区 分	入学予定者	支給人数	単価	金額
	人	A 人	B 円	A×B 円
新小学1年生	244	28	40,600	1,136,800
新中学1年生	287	45	47,400	2,133,000
合 計	531	73	-	3,269,800

(7) スポーツ推進計画策定【No. 39】

〔事業目的及び概要〕

「スポーツ・レクリエーション振興計画」は、平成20年度から平成29年度までの10年を計画期間として事業を推進してきました。計画期間満了に伴い、スポーツを取り巻く環境の変化や新たな課題に対応した「第2次スポーツ推進計画」を策定しました。

〔事業進捗状況〕

〈新〉・・・前計画にはない項目です。

- ア 基本理念 「スポーツでつながる 輝く元気なまち みずほ」
 イ 基本施策 ①子どものスポーツ・運動・遊びの推進〈新〉
 ▷ 子どもの体力向上・健全育成の推進
 ▷ ジュニアスポーツの支援〈新〉
 ②生涯スポーツの推進
 ③スポーツによる地域コミュニティの推進〈新〉
 ▷ スポーツによるコミュニティ振興〈新〉
 ▷ 総合型地域スポーツクラブ活動の活性化
 ▷ スポーツを通じた地域共生社会の実現〈新〉

※スポーツを通じた交流によって生まれる一体感は、地域コミュニティや地域の活性化に有効です。一方、現在、平成30年度の町民体育祭の開催日が決定していません。（平成30年3月15日現在）このような現状からも、今後、地域の様々な団体と町との連携・協働をさらに進めるため、新たに項目を設けました。

- ④スポーツ環境（人材と場）の整備
- ⑤競技力向上の推進
- ウ 計画期間 平成30年度～平成39年度（10年）
- エ 策定経過 平成29年 8月 スポーツ推進計画検討会を組織
- 9月 アンケート発送
- 10月 関係団体ヒアリング
- 平成30年 1月 素案作成
- 2月 パブリックコメント実施
- 3月 計画完成

（8）青少年国際交流事業（中学生派遣）【No. 30】

〔事業目的及び概要〕

中学生を姉妹都市である米国カリフォルニア州モーガンヒル市へ派遣し、交流を深めるとともに、中学生の国際感覚や社会性、自立性などの感性の向上を図りました。また、ホームステイを通じて文化や習慣の違いを学び、英語力、コミュニケーション能力を高めました。この事業は、モーガンヒル市と町が毎年交互に中学生の派遣・受入を行っています。平成29年度は町からモーガンヒル市への中学生派遣の年となりました。

〔事業進捗状況〕

- ア 派遣期間 平成29年8月18日～平成29年8月28日（11日間）
- イ 派遣人数 中学生8人、教育部長外職員1人、合計10人
- ウ 主な費用 派遣事業旅費 540,512円
- 派遣事業委託料 1,358,330円
- エ その他 事前研修5回、事後研修6回
- 報告会 平成29年12月2日（青少年の主張発表会会場）

（9）地域資料 図書館・資料館連携事業【No. 44】

〔事業目的及び概要〕

図書館振興財団助成金による図書館と郷土資料館が連携した地域資料活用事業を実施しました。被写体認証技術を使い町内の文化財等にスマートフォンなどの携帯端末をかざすと、その場所の懐かしい写真や地域資料等の関連ページを携帯端末で見ることができるシステムを構築しました。

〔事業進捗状況〕

- ア システム公開日 平成30年3月18日
- イ 契約額 4,188,000円
- ウ その他 ①公開記念講演会 平成30年3月18日
 - ▷ テーマ 「みずほ弁 ちっとんべえ～ よかんべえ」
 - － 瑞穂と多摩地域の方言の特徴 －
 - ▷ 講師 三井はるみ氏（国立国語研究所員）
- ②冊子「瑞穂の方言」のデジタル化及び音声配信
- ③みずほの昔ばなし「蛇喰次衛門」「ザクザクおばば」作成
- 紙ベースの紙芝居とデジタル動画の2種類を制作
- ④東京ダルマの360度3D画像を配信
- ※平成30年度も同財団の助成金を確保し、町の宝である地域資料のデジタル化事業を予定しています。
- （同財団の助成金4年連続採択は史上初）

(10) 台風被害に係る瑞中法面改修事業【No. 6】

〔事業目的及び概要〕

平成28年8月20日に発生した台風9号により自転車置き場東側の法面が崩れたため、原状復旧のための改修工事を行いました。

〔事業進捗状況〕

ア 工事

- ▷ 期間 平成29年 4月28日～平成29年 8月31日
- ▷ 契約額 38,567,880円

イ 工事監理委託

- ▷ 期間 平成29年 4月28日～平成29年 8月31日
- ▷ 契約額 2,883,600円

(11) 二中校庭芝生化事業【No. 8】

〔事業目的及び概要〕

児童・生徒の体力向上及びケガの予防や緑化によるヒートアイランド現象の抑制、また、芝生の維持管理をとおして生徒・保護者・地域の方々によるコミュニティの活性化を図ることを目的に校庭芝生化工事を行いました。

〔事業進捗状況〕

ア 工事

- ▷ 期間 平成29年 6月 8日～平成29年11月10日
- ▷ 契約額 114,696,000円

イ 工事監理委託

- ▷ 期間 平成29年 6月 8日～平成29年11月10日
- ▷ 契約額 3,402,000円

ウ その他

- ▷ 芝開き式典 平成29年11月25日

(12) 二小・瑞中除湿温度保持機能復旧事業【No. 5・No. 7】

〔事業目的及び概要〕

快適な学習環境の充実に図るため、老朽化した空調機の改修工事を行いました。

〔事業進捗状況〕

ア 二小

①工事

- ▷ 期間 平成29年 6月 8日～平成29年11月30日
- ▷ 契約額 172,692,000円

②工事監理委託

- ▷ 期間 平成29年 6月 8日～平成29年11月30日
- ▷ 契約額 7,560,000円

イ 瑞 中

①工 事

- ▷ 期 間 平成29年 6月 8日～平成30年 2月 9日
- ▷ 契約額 183,600,000円

②工事監理委託

- ▷ 期 間 平成29年 6月 8日～平成30年 2月 9日
- ▷ 契約額 8,370,000円

(13) 小・中学校体育館等非構造部材耐震化事業【No.4】

〔事業目的及び概要〕

小・中学校の体育館等は「瑞穂町地域防災計画」で災害時の避難場所として指定されています。震災時の児童・生徒の安全を確保するとともに、避難場所としての機能を確保するため、すべての小・中学校の体育館及び中学校武道場の天井、照明器具や窓ガラスなどの非構造部材の耐震補強を行います。

平成29年度は、次年度工事に向けた調査設計を行いました。

〔事業進捗状況〕

ア 調査設計委託

- ▷ 期 間 平成29年 7月 7日～平成30年 2月28日
- ▷ 契約額 20,088,000円

平成29年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧

No	事業区分	事業名	課・館
1	新規	二小プール床等塗装工事	教育課
2	新規	五小・二中防犯カメラ設備更新工事	
3	新規	五小・二中空調設備改修工事	
4	重点	小中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業	
5	重点	二小除湿温度保持機能復旧事業（工事・監理）	
6	重点	台風被害に係る瑞中法面改修事業	
7	重点	瑞中除湿温度保持機能復旧事業（工事・監理）	
8	重点	二中校庭芝生化事業（工事・監理）	
9	重点	学校施設の修繕	
10	重点	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	
11	重点	教育委員会ホームページ及び広報紙「みずほの教育」の充実	
12	重点	高等学校等入学時奨学金	
13	重点	就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給	
14	重点	学校保健の充実 （学校医等の委嘱、児童・生徒健康診断の実施、精密検査該当者への交通費支給、学校管理下の児童・生徒の負傷等に必要な給付）	
15	重点	幼稚園児保護者負担軽減等に関する事業	
16	重点	学力の向上（学習サポーターの配置、フューチャースクール・ステップアップ教室の実施、漢字・英語検定の実施、東京ベーシックドリルの配布）	指導課
17	重点	学校図書館の充実（図書購入、学校図書司書の配置）	
18	重点	教育相談の充実（教育相談員の配置、心理検査の実施、相談員の研修、適応指導教室の充実、家庭と子供の支援員の配置）	
19	重点	特別支援教育の充実（教育支援補助員・特別支援学級介助員の配置、巡回相談・専門家チーム派遣の実施、言語相談の実施、通級支援委員会・就学支援委員会の開催）	
20	重点	ふるさと教育の推進（ゲストティーチャーの招聘、実践事例集の配布）	
21	重点	教職員研修事業の推進（校内研究の推進、教職員研修の実施、教育研究会への助成、教職員の救命講習の受講）	
22	重点	外国語（英語）・外国語活動の充実（ALTの派遣）	
23	重点	日本の伝統文化の理解教育の推進と未来に向かう力の育成（茶道教室の実施、鑑賞教室の実施、栽培活動）	
24	重点	健やかな身体づくりと体力の育成（体力調査の実施、中学生「東京駅伝」大会への参加、水泳指導補助員の配置）	
25	重点	学校評価の充実（第三者評価の実施）	
26	重点	部活動の充実（外部指導員の配置、大会等の参加費・旅費の補助）	
27	重点	ICT環境の整備（教育用コンピュータの借上、教育用コンピュータソフトの借上）	
28	重点	学校事務の支援（臨時職員の配置）	
29	重点	教職員の健康診断の実施（循環器、結核、消化器、婦人科検診）	

No	事業区分	事業名	課・館
30	重点	青少年国際派遣事業	社会 教育 課
31	重点	住民提案型協働事業の充実	
32	重点	こどもフェスティバルの開催	
33	重点	放課後子ども教室の実施	
34	重点	成人式の開催	
35	重点	体験事業の実施（ジュニアリーダー養成講座）	
36	重点	青少年の主張意見発表会の実施	
37	重点	子ども会連合会や地区青少年協議会への支援	
38	重点	長岡トレーニングルーム運営の充実	
39	重点	スポーツ・レクリエーション振興計画の推進	
40	重点	社会体育事業の実施（残堀川ウオーキング、町民体育祭）	
41	重点	スポーツ推進委員主管事業の実施 （狭山丘陵ウオーキング、残堀川ふれあいうオーキング、町民ハイキング、新年歩こう会、ニュースポーツ体験教室他）	
42	重点	体育協会への事業委託（各体育施設の維持管理）	
43	重点	体育協会への事業委託 （総合体育大会、小学生スキー教室、駅伝競走大会）	
44	レベルアップ	地域資料図書館・資料館連携事業等委託	図 書 館
45	重点	図書館協議会の充実	
46	重点	貸出体制の充実	
47	重点	図書資料の充実	
48	重点	施設の維持管理	
49	重点	指定文化財保存、管理	
50	重点	耕心館管理運営	
51	重点	郷土資料館管理運営	
52	重点	埋蔵文化財包蔵地内等試掘調査補助金対象事業の実施	
53	重点	郷土の歴史に関する講座の開催	
54	重点	収蔵文化財の保存、活用	
55	重点	ふるさとづくり推進事業の実施	

平成28年8月22日発生 台風9号による被害と復旧

平成30年3月13日調

(単位：円)

名 称	災害復旧費用		
	金 額	内 容	予算科目
瑞穂中学校	394,696	流出した土砂及び災害用備蓄倉庫の移動、被害拡大防止のため土砂崩れ付近の樹木の伐採、危険か所(自転車置き場東側付近、生徒棟東側付近)へのバリケード設置。 ※給食搬入口を生徒用玄関へ変更。また、町道通行止に伴い、敷地内に農芸高校への通路(高校生通学路)の確保を行う。	中学校費 (平成28年度予算：当初)
	686,556	大型土のう袋50個を崩落したのり面へ設置	予備費 (平成28年度予算)
	6,623,316	斜面一帯の地質調査、測量、復旧工事に伴う概略設計を含めた調査・設計	中学校費 (平成28年度予算：専決処分)
	8,121,600	実施設計委託料	中学校費 (平成28年度予算：12月補正)
		実施設計委託料(追加調査)	中学校費 (平成28年度予算：3月補正)
	38,567,880	工事費	中学校費 (平成29年度予算：当初)
2,883,600	工事監理委託料		
瑞穂中央体育館	479,520	万能鋼板による土留の設置と大型土のう袋設置	予備費 (平成28年度予算)
	185,760	土砂崩れ場所の造成(整形)のための修繕料として計上	体育施設費 (平成29年度予算：当初)
合 計	57,942,928	—	—

瑞穂町総合教育会議要綱

〔平成27年8月6日〕
瑞穂町総合教育会議告示第1号

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整（以下「協議等」という。）を行う。

（組織）

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 総合教育会議の会議は、町長が招集し、議長となる。

2 総合教育会議の会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで総合教育会議の会議を開くことができる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して総合教育会議の会議の招集を求めることができる。

（副町長等の出席）

第5条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者に総合教育会議の会議に出席を求めることができる。

- （1）副町長
- （2）企画部長
- （3）教育部長

（会議の公開）

第6条 総合教育会議の会議は、法第1条の4第6項の規定により、公開する。ただし、町長及び教育長があらかじめ協議して、次の

各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 個人の秘密を保つ必要がある事項を協議するとき。
 - (2) 総合教育会議の会議の公正が害されるおそれがある事項を協議するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上非公開とする必要がある事項を協議するとき。
- 2 前項ただし書に規定する協議の結果は、公開しないと決定した事項を協議する総合教育会議の会議の始めに、町長が出席した教育委員会委員に発議し、その4分の3以上の多数で公開すべきと議決したときは、当該会議を公開する。
- 3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、総合教育会議の会議の日に協議事項が第1項各号のいずれかに該当するに至ったと認める場合において、出席構成員の発議により、その3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、総合教育会議の会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書及び第3項の規定により公開しないと決定した事項に係る会議録は、公表しないものとする。

(意見の聴取)

第8条 総合教育会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、教育部教育課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日瑞穂町総合教育会議告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における改正後の第4条第2項ただし書及び第6条第2項の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会委員」とあるのは「教育委員会委員（教育長を除く。）」とする。